

事務事業(補助金)あり方評価・検討シート <平成21年度実施>

事業番号	100	評価対象年度	平成20年度						
事業概要等	事務事業名	福祉バス借上げ事業			主管課	生活福祉課			
	款 項 目	款	項	目	事業開始	平成元 年度	平成20年度 事務報告書掲載頁	- ページ	
		3	1	1					
	目 的	市内在住の障害者、老人、児童等により構成された活動実績のある団体等への援助育成。							
内容(手法)	福祉関係団体が実施する研修等に利用する借り上げバスの使用料を日帰り10万円、宿泊20万円を限度として助成している。助成は、年度内1回、配車台数は1台とする。								
市の関与	①公的関与の基準に該当するか			該当項目	一定の社会的ニーズはあるが、市場からの供給体制が未成熟(採算性含む)				
	基準該当の根拠(根拠法令、ニーズ調査結果等)			武蔵野市福祉バス使用要綱					
実施主体	②実施主体は適切か	市(職員)でなくても(部分的にでも)実施できるか	可否	可	否の理由				
		同水準か、高い水準のサービスが民間等から継続的に供給されている、またはその可能性があるか	有無	無	無の理由	採算の取れる事業ではないため、民間等による継続的なサービスの供給は困難であると考え。			
		民間の方が経済的かつ柔軟な事業運営が可能であるか	可否	否	否の理由	同上			
		市民協働等に委ねること等により地域の自治力が高まるか	可否	否	否の理由	市民協働には馴染まない事業である。			
		既に委託、協働等を行っている場合の運営上の課題	平成元年度に直営の福祉バスを廃止し、民間のバスの借り上げ制度に移行した。						
成果	③成果は上がっているか	サービス供給量(アウトプット)	指標	福祉バスの使用数		(単位) 台			
			目標値	20	実際値	18			
		供給したサービスによる効果(アウトカム)	指標	福祉バス利用者数		(単位) 人			
			目標(値)	未設定	実際(値)	450			
目標と実際が乖離した場合その理由									
手法	④実施方法は効果的(効率的)な手法であるか	類似事業との関連はどうか(民間や他事業との連携、統合の可能性はないか)	有無	有	有無の理由	社会教育バス借上げ事業及び青少年団体バス貸出し事業と類似しており、関係を整理する必要がある。			
		受益者(参加者)等の偏りはないか	延人数	450人	実人数	450人			
		将来的な課題解決につながるか(長期的効果が見込めるか)	有無	有	有無の理由	自主的・自発的な活動を行う福祉団体を支援することができる。			
		手法、手順等は効率的か	バスと運転職員を直営で維持するよりは効率的であると言えるが、受益者負担について検討が必要。						
		実施時期、進捗等は適切か	年間を通して実施している。						
		その他実施・運営上の課題							

コスト	⑤コストは適正か(20年度決算)	市の支出	事業費		1,698,500 円	
			人件費	職員業務量		人件費
				正規職員	0.10 人	881,200 円
				再任用職員	人	円
				嘱託職員	人	円
		合計	0.10 人	881,200 円		
		減価償却費		円		
		支出計(A)		2,579,700 円		
		市の収入	受益者負担額(B)		円	
			国庫補助金		円	
			都補助金		円	
			その他収入		円	
			収入計(C)		円	
		差引(市の純支出) (D) = (A) - (C)		2,579,700 円		
		市以外への受益者負担額(E)		円		
		受益者負担率 = 受益者負担計(B+E) ÷ 支出計(A+E)		%		
		サービス供給量 (F) 福祉バスの使用数		18 台		
単位コスト	1件当たりの総コスト (G) = (A+E) ÷ (F)		143,317 円			
	1件当たりの純コスト (H) = (D+E) ÷ (F)		143,317 円			
コスト削減余地はないか		有無	有	理由	現在、見積合わせを行っていないため、数社からの見積合わせを行えば、もっとも安い業者から借上げ可能。	
職員の関与の度合い(質・量)は適切か		適切/不適切	不適切	理由	正規職員が事務のすべてを担っているため、嘱託職員に事務を移すことは可能。	
比較	⑥他市、民間比較(適正なサービス水準か)	比較団体・事業				
		単位コスト				
		サービス水準				
		他市等より水準等が上回る理由				
		受益者負担率				
公平性	⑦公平性は保たれているか	受益が偏っていないか	有無	有	理由	利用団体(民生児童委員協議会・日赤奉仕団・保護司会等)が固定化している。
		機会均等が保障されているか	有無	無	理由	一般に広報等していないため、他の借り上げバス希望団体が新規で参入する機会が閉ざされている。
		適正な自己責任が果たされているか	有無	無	理由	
改善提案	事務事業についての見直しの必要性	一次評価	有無	有	理由	社会教育バス借上げ事業及び青少年団体バス貸出し事業との整合性を取りながら、受益者負担を見直していくことが必要である。
		一次評価	<p>○ 健康福祉部 福祉バス借上げ事業は、平成元年以降、3課(生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課)でそれぞれ運用してきた結果、利用団体がそれぞれの課の関係団体に特化してきており、ひとつの要綱で実施していくことが実態と合わなくなっている。そのため、各課の状況を踏まえ、福祉バス借上げ事業を見直していく。</p> <p>見直しの方向性として、受益者負担を求めていくこと、より効率的で効果的な運用となることを目指し検討する。具体的には、限度額(10万円)の引下げ、借上げ料や補助金への組替えを行っていく。</p> <p>○ 生活福祉課 *市の負担額を日帰り10万円、宿泊20万円の現行額から1割引き下げて、日帰り9万円宿泊18万円とし、受益者負担の増額を求める。 *市関係3団体(民生児童委員協議会・日赤奉仕団・保護司会等)のバス借り上げを、福祉バスから切り離して、研修目的の借り上げバスへ移し予算計上を行う。</p>			
		改善等を実施した場合の効果(予算節減見込額等)	予算節減見込額200千円			
		二次評価	段階的に福祉バス借上げ事業以外の形に組みかえていく。			
特記事項						

事務事業(補助金)あり方評価・検討シート <平成21年度実施>

事業番号	101	評価対象年度	平成20年度					
事業概要等	事務事業名	福祉バス借上げ事業(老人クラブ)				主管課	高齢者支援課	
	款 項 目	款 3	項 1	目 3	事業開始	平成元 年度	平成20年度 事務報告書掲載頁	ページ
	目 的	老人クラブの活性化を図る。						
	内容(手法)	老人クラブが実施する研修会等に利用する福祉バスの使用料を日帰り10万円、宿泊18万円を限度として助成する。助成は、年度内1回、配車台数は1台とする。						
市の関与	①公的関与の基準に該当するか				該当項目	一定の社会的ニーズはあるが、市場からの供給体制が未成熟(採算性含む)		
	基準該当の根拠(根拠法令、ニーズ調査結果等)				武蔵野市福祉バス使用要綱			
実施主体	②実施主体は適切か	市(職員)でなくても(部分的にでも)実施できるか			可否	可	否の理由	
		同水準か、高い水準のサービスが民間等から継続的に供給されている、またはその可能性があるか			有無	無	無の理由	採算の取れる事業ではないため、民間等による継続的なサービスの供給は困難であると考え。
		民間の方が経済的かつ柔軟な事業運営が可能であるか			可否	否	否の理由	同上
		市民協働等に委ねること等により地域の自治力が高まるか			可否	否	否の理由	市民協働には馴染まない事業である。
		既に委託、協働等を行っている場合の運営上の課題			平成元年から市直営バスから民間借上げバスに変更した。			
成果	③成果は上がっているか	サービス供給量(アウトプット)		指標	福祉バスの使用台数 (単位) 台			
				目標値	30	実際値	29	
		供給したサービスによる効果(アウトカム)		指標	福祉バス利用者数 (単位) 人			
				目標(値)	未設定	実際(値)	747	
		目標と実際が乖離した場合その理由						
手法	④実施方法は効果的(効率的)な手法であるか	類似事業との関連はどうか(民間や他事業との連携、統合の可能性はないか)			有無	有	有無の理由	社会教育バス借上げ事業及び青少年団体バス貸出し事業と類似しており、関係を整理する必要がある。
		受益者(参加者)等の偏りはないか			延人数	747人	実人数	747人
		将来的な課題解決につながるか(長期的効果が見込めるか)			有無	有	有無の理由	老人クラブの活性化を図ることができる。
		手法、手順等は効率的か			老人クラブの活性化のためには、バス借上げ料相当額を研修会費用として老人クラブへの補助金に組み替えたほうが、より効率的な活用ができる。			
		実施時期、進捗等は適切か			実施時期は年間を通して対応している。			
		その他実施・運営上の課題			日帰りバス借上げ制度の復活要望もあり、より利用しやすい制度とすることが望まれている。			

コスト	⑤コストは適正か(20年度決算)	市の支出	事業費		4,977,000 円		
			人件費	職員業務量		人件費	
				正規職員	0.05 人	440,600 円	
				再任用職員	人	円	
				嘱託職員	人	円	
			合計	0.05 人	440,600 円		
		減価償却費		円			
		支出計(A)		5,417,600 円			
		市の収入	受益者負担額(B)		円		
			国庫補助金		円		
			都補助金		円		
			その他収入		円		
		収入計(C)		円			
		差引(市の純支出) (D)=(A)-(C)		5,417,600 円			
		市以外への受益者負担額(E)		円			
		受益者負担率=受益者負担計(B+E)÷支出計(A+E)		%			
サービス供給量 (F) 福祉バスの使用台数		29 台					
単位コスト	1件当たりの総コスト (G)=(A+E)÷(F)		186,814 円				
	1件当たりの純コスト (H)=(D+E)÷(F)		186,814 円				
コスト削減余地はないか		有無	有	理由	現在各老人クラブから利用申請を受付事務とバスの借上げ業者への支払い業務等を行っているが、老人クラブへの補助金に組み替えることにより、職員の業務量を削減する。		
職員の関与の度合い(質・量)は適切か		適切/不適切	適切	理由	同上		
比較	⑥他市、民間比較(適正なサービス水準か)	比較団体・事業					
		単位コスト					
		サービス水準					
		他市等より水準等が上回る理由					
		受益者負担率					
公平性	⑦公平性は保たれているか	受益が偏っていないか	有無	無	理由	老人クラブ30団体すべてを対象としている。	
		機会均等が保障されているか	有無	有	理由	老人クラブ30団体すべてを対象としている。	
		適正な自己責任が果たされているか	有無	有	理由	各クラブとも研修会の参加費用は参加者から徴収している。	
改善提案	事務事業についての見直しの必要性	一次評価	有無	有	理由	老人クラブを活性化するためには、研修会用バスの現物支給ではなく、各クラブが自由に研修会等を企画運営できるように助成方法を変更することが必要である。	
		一次評価	<p>○ 健康福祉部 福祉バス借上げ事業は、平成元年以降、3課(生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課)でそれぞれ運用してきた結果、利用団体がそれぞれの課の関係団体に特化してきており、ひとつの要綱で実施していくことが実態と合わなくなっている。そのため、各課の状況を踏まえ、福祉バス借上げ事業を見直していく。見直しの方向性として、受益者負担を求めていくこと、より効率的で効果的な運用となることを目指し検討する。具体的には、限度額(10万円)の引下げ、借上げ料や補助金への組替えを行っていく。</p> <p>○ 高齢者支援課 福祉バス借上げ事業(老人クラブ)は廃止し、研修費用として老人クラブ補助金に組み換える。</p>				
		改善等を実施した場合の効果(予算節減見込額等)	老人クラブの活性化が図られる。職員の事務軽減が見込まれる。				
		二次評価	福祉バスの借上げ方式を廃止する。				
特記事項							

事務事業(補助金)あり方評価・検討シート <平成21年度実施>

事業番号	102	評価対象年度	平成20年度							
事業概要等	事務事業名	福祉バス借上げ事業				主管課	障害者福祉課			
	款項目	款 3	項 1	目 2	事業開始	平成元	年度	平成20年度 事務報告書掲載頁	ページ	
	目的	各種福祉団体の活動支援								
	内容(手法)	障害者福祉団体として登録している団体の福祉バスの使用料を日帰り10万円、宿泊20万円を限度として助成する。助成は、年度内1回、配車台数は1台とする。								
市の関与	①公的関与の基準に該当するか				該当項目	一定の社会的ニーズはあるが、市場からの供給体制が未成熟(採算性含む)				
	基準該当の根拠(根拠法令、ニーズ調査結果等)				武蔵野市福祉バス使用要綱					
実施主体	市(職員)でなくても(部分的にでも)実施できるか		可否	可	否の理由					
	同水準か、高い水準のサービスが民間等から継続的に供給されている、またはその可能性があるか		有無	無	無の理由	採算の取れる事業ではないため、民間等による継続的なサービスの供給は困難であると考えられる。				
	②実施主体は適切か 民間の方が経済的かつ柔軟な事業運営が可能であるか		可否	否	否の理由	同上				
	市民協働等に委ねること等により地域の自治力が高まるか		可否	否	否の理由	市民協働には馴染まない事業である。				
	既に委託、協働等を行っている場合の運営上の課題		平成元年度に直営の福祉バスを廃止し、民間のバスの借上げ制度に移行した。							
成果	③成果は上がっているか		指標	福祉バスの助成台数		(単位) 台				
			目標値	34	実際値	26				
			指標	福祉バスの借上げを利用した障害者関係団体		(単位) 団体				
			目標(値)	34	実際(値)	26				
		目標と実際が乖離した場合その理由							借上げバスを利用した活動を行わなかった団体が数団体あったため。	
手法	④実施方法は効果的(効率的)な手法であるか		類似事業との関連はどうか(民間や他事業との連携、統合の可能性はないか)	有無	有	有無の理由	青少年団体バス貸出し事業や社会教育バス借上げ事業と類似しているが、対象団体は異なる。			
			受益者(参加者)等の偏りはないか	延人数	未計測人		実人数	未計測人		
			将来的な課題解決につながるか(長期的効果が見込めるか)	有無	有	有無の理由	障害者の余暇活動・社会への参加を支援することができる。			
			手法、手順等は効率的か	職員がバス会社に見積をとって、最も安い会社に決定しているため、バス借上げ代を抑制することができる。						
			実施時期、進捗等は適切か	1団体に対して1年に1回の補助は適切である。						
			その他実施・運営上の課題	見積額でバス会社を決定するので、障害者関係団体の希望するバス会社を選ぶことができない。						

コスト	⑤コストは適正か(20年度決算)	市の支出	事業費			3,095,200 円
			人件費	職員業務量		人件費
				正規職員	0.05 人	440,600 円
				再任用職員	人	円
				嘱託職員	人	円
		合計	0.05 人	440,600 円		
		減価償却費			円	
		支出計(A)			3,535,800 円	
		市の収入	受益者負担額(B)			円
			国庫補助金			円
			都補助金			円
			その他収入			円
			収入計(C)			円
		差引(市の純支出) (D)=(A)-(C)			3,535,800 円	
		市以外への受益者負担額(E)			円	
		受益者負担率=受益者負担計(B+E)÷支出計(A+E)			%	
		サービス供給量 (F) 福祉バスの助成台数			26 台	
単位	1件当たりの総コスト (G)=(A+E)÷(F)			135,992 円		
コスト	1件当たりの純コスト (H)=(D+E)÷(F)			135,992 円		
コスト削減余地はないか	有無	無	理由	毎回、競争による見積合わせを行っており、もっとも安い業者から借上げている。		
職員の関与の度合い(質・量)は適切か	適切/不適切	適切	理由	本事業に必要な不可欠な業務を行っている。		
比較	⑥他市、民間比較(適正なサービス水準か)	比較団体・事業				
		単位コスト				
		サービス水準				
		他市等より水準等が上回る理由				
		受益者負担率				
公平性	⑦公平性は保たれているか	受益が偏っていないか	有無	有	理由	障害者関係団体が広く対象になっている。
		機会均等が保障されているか	有無	有	理由	登録した団体は全て利用できている。
		適正な自己責任が果たされているか	有無	有	理由	バス会社との連絡、バス運転手・ガイドの宿泊・食事代、有料道路通行料・駐車場などは全て障害者関係団体が負担している。
改善提案	事務事業についての見直しの必要性	一次評価	有無	有	理由	社会教育バス借上げ事業及び青少年団体バス貸出し事業との整合性を取りながら、受益者負担を見直していくことが必要である。
		一次評価	<p>○ 健康福祉部 福祉バス借上げ事業は、平成元年以降、3課(生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課)でそれぞれ運用してきた結果、利用団体がそれぞれの課の関係団体に特化してきており、ひとつの要綱で実施していくことが実態と合わなくなっている。そのため、各課の状況を踏まえ、福祉バス借上げ事業を見直していく。 見直しの方向性として、受益者負担を求めていくこと、より効率的で効果的な運用となることを目指し検討する。具体的には、限度額(10万円)の引下げ、借上げ料や補助金への組替えを行っていく。</p> <p>○ 障害者福祉課 *市の負担額の上限を現行の日帰り10万円、宿泊20万円から1割引き下げて日帰り9万円、宿泊18万円とし、受益者負担を増やす。 *平成20年度の団体別の市の負担額は、日帰りが最高額10万円、最低額6万円、宿泊が最高額20万円、最低額147,000円。但し、積算は実績の平均額で算定した。</p>			
		改善等を実施した場合の効果(予算節減見込額等)	予算節減額430千円			
		二次評価	市助成限度額の引き下げを図る。			
特記事項						

事務事業(補助金)あり方評価・検討シート <平成21年度実施>

事業番号	103	評価対象年度	平成20年度							
事業概要等	事務事業名	青少年団体バス貸し出し事業			主管課	児童青少年課				
	款 項 目	款 2	項 1	目 17	事業開始	平成11	年度	平成20年度 事務報告書掲載頁	305 ページ	
	目 的	青少年育成団体への補助を通して、青少年の健全育成を図る。								
	内容(手法)	青少年関係団体として登録のある団体の活動に対し、バスの貸し出しを行っている。								
市の関与	①公的関与の基準に該当するか				該当項目	一定の社会的ニーズはあるが、市場からの供給体制が未成熟(採算性含む)				
	基準該当の根拠(根拠法令、ニーズ調査結果等)				武蔵野市青少年関係団体に対する借上バス使用要綱					
実施主体	市(職員)でなくても(部分的にでも)実施できるか		可否	可	否の理由					
	同水準か、高い水準のサービスが民間等から継続的に供給されている、またはその可能性があるか		有無	無	無の理由	採算の取れる事業ではないため、民間等による継続的なサービスの供給は困難であると考え。				
	②実施主体は適切か 民間の方が経済的かつ柔軟な事業運営が可能であるか		可否	否	否の理由	同上				
	市民協働等に委ねること等により地域の自治力が高まるか		可否	否	否の理由	市民協働には馴染まない。				
	既に委託、協働等を行っている場合の運営上の課題									
成果	③成果は上がっているか		指標	サービスの供給量(アウトプット)		バスの借上げ件数		(単位) 件		
			目標値	37(予算計上額)		実際値	31			
			指標	供給したサービスによる効果(アウトカム)		青少年団体バス利用者数		(単位) 人		
			目標(値)	未設定		実際(値)	1,501			
		目標と実際が乖離した場合その理由		バスの利用が必ずしも必要な団体ばかりではないため。						
手法	④実施方法は効果的(効率的)な手法であるか		類似事業との関連はどうか(民間や他事業との連携、統合の可能性はないか)	有無	有	有無の理由	社会教育バス借上げ事業及び福祉バス借上げ事業と類似しており、関係を整理する必要がある。			
			受益者(参加者)等の偏りはないか	延件数	31件		実人数	31件		
			将来的な課題解決につながるか(長期的効果が見込めるか)	有無	有	有無の理由	青少年関係団体の活動が活発化することにより、児童青少年の健全育成が図られる。			
			手法、手順等は効率的か		主に職員1名が携わっているため、効率的ではある。					
			実施時期、進捗等は適切か		年度末の団体登録更新時に、翌年度の利用希望について調査を行っている。予算に応じて利用可能団体を決定し、受付は随時行っている。					
			その他実施・運営上の課題		利用する団体が、夏季休業期間に集中する。					

コスト	⑤コストは適正か(20年度決算)	市の支出	事業費		3,584,625 円	
			人件費	職員業務量	人件費	
				正規職員	0.15 人	1,321,800 円
				再任用職員	人	円
				嘱託職員	人	円
		合計	0.15 人	1,321,800 円		
		減価償却費		円		
		支出計(A)		4,906,425 円		
		市の収入	受益者負担額(B)		円	
			国庫補助金		円	
			都補助金		円	
			その他収入		円	
			収入計(C)		円	
		差引(市の純支出) (D)=(A)-(C)			4,906,425 円	
		市以外への受益者負担額(E)			円	
		受益者負担率=受益者負担計(B+E)÷支出計(A+E)			%	
		サービス供給量 (F)	バスの借上げ件数		31 件	
単位	1件当たりの総コスト (G)=(A+E)÷(F)		158,272 円			
コスト	1件当たりの純コスト (H)=(D+E)÷(F)		158,272 円			
コスト削減余地はないか	有無	有	理由	バス借上げ料の引き下げの検討の余地はある。		
職員の関与の度合い(質・量)は適切か	適切/不適切	適切	理由	夏のオンシーズン以外は職員の手がすく。		
比較	⑥他市、民間比較(適正なサービス水準か)	比較団体・事業				
		単位コスト				
		サービス水準				
		他市等より水準等が上回る理由				
		受益者負担率				
公平性	⑦公平性は保たれているか	受益が偏っていないか	有無	有	理由	利用しない団体が多く存在している。
		機会均等が保障されているか	有無	有	理由	優先制度等はなく、申込順に受け付けている。
		適正な自己責任が果たされているか	有無	有	理由	バス借上料金が要綱に規定する金額を超える場合、超過部分は自己負担をいただいている。
改善提案	事務事業についての見直しの必要性	一次評価	有無	有	理由	社会教育バス借上げ事業及び福祉バス借上げ事業との整合性を取りながら、受益者負担の見直しをする必要がある。
		一次評価	庁内に類似する事業が複数存在するため、その関係を整理する必要がある。また、受益者負担の増額を求めていく必要がある。ただし、青少年団体を支援する施策が十分とはいえないため、同施策の全体的な見直しが求められており、制度変更にはなお時間を要する。			
		改善等を実施した場合の効果(予算節減見込額等)	助成金額を見直すことによる節減効果は見込める。			
		二次評価	平成22年度は、青少年団体の活動とそれに対する支援のあり方について、各団体の意向も踏まえ検討していく。			
特記事項						

事務事業(補助金)あり方評価・検討シート <平成21年度実施>

事業番号	104	評価対象年度	平成20年度							
事業概要等	事務事業名	社会教育バス借上げ事業				主管課	生涯学習スポーツ課 (生涯学習係)			
	款 項 目	款 10	項 6	目 1	事業開始	昭和48	年度	平成20年度 事務報告書掲載頁	406 ページ	
	目 的	社会教育関係団体等の援助育成								
	内容(手法)	社会教育関係団体が教育委員会の後援する社会教育活動を行う際に使用する交通手段として、「武蔵野市教育委員会借上バス使用要綱」に基づき、原則として1団体、年1回の借上バスの提供を行っている。市負担額:大型バス10万円以内、中型(40人乗り)以下、9万円以内。有料道路代、駐車料等は対象外。								
市の関与	①公的関与の基準に該当するか				該当項目	一定の社会的ニーズはあるが、市場からの供給体制が未成熟(採算性含む)				
	基準該当の根拠(根拠法令、ニーズ調査結果等)				教育委員会借上バス使用要綱・使用細目					
実施主体	市(職員)でなくても(部分的にでも)実施できるか		可否	可	否の理由					
	同水準か、高い水準のサービスが民間等から継続的に供給されている、またはその可能性があるか		有無	無	無の理由	採算の取れる事業ではないため、民間等による継続的なサービスの供給は困難であると考え。				
	②実施主体は適切か 民間の方が経済的かつ柔軟な事業運営が可能であるか		可否	否	否の理由	同上				
	市民協働等に委ねること等により地域の自治力が高まるか		可否	否	否の理由	市民協働には馴染まない事業である。				
	既に委託、協働等を行っている場合の運営上の課題		昭和48年に市が社会教育バスを購入して団体への支援を開始し、その後民間のバスの借上げに移行しているが、他市では借上という形での社会教育バスはほとんどない。							
成果	③成果は上がっているか		サービス供給量(アウトプット)	指標	社会教育バスの使用数(体育協会関連分を含む)			(単位)台		
			目標値	未設定		実際値	111			
			供給したサービスによる効果(アウトカム)	指標	社会教育関係団体登録数(PTA含む)			(単位)団体		
			目標(値)	未設定		実際(値)	434			
		目標と実際が乖離した場合その理由								
手法	④実施方法は効果的(効率的)な手法であるか		類似事業との関連はどうか(民間や他事業との連携、統合の可能性はないか)	有無	有	有無の理由	福祉バス借上げ事業及び青少年団体バス貸出し事業と類似しており、関係を整理する必要がある。			
			受益者(参加者)等の偏りはないか	延人数	未計測人		実人数	未計測人		
			将来的な課題解決につながるか(長期的効果が見込めるか)	有無	有	有無の理由	自主的・自発的な社会教育活動を行う団体を育成することができる。			
			手法、手順等は効率的か	バスと運転職員を直営で維持するよりは効率的であると言えるが、受益者負担について検討が必要。						
			実施時期、進捗等は適切か	昭和48年の社会教育バス制度が発足以来38年が経過し、制度自体の必要性についても検討が必要。						
			その他実施・運営上の課題	団体の研修等の目的の場合に限って使用を認めているが、結果として一部に観光的要素が入る場合がある。						

コスト	⑤コストは適正か(20年度決算)	市の支出	事業費		8,630,790 円		
			人件費	職員業務量		人件費	
				正規職員	人		円
				再任用職員	人		円
				嘱託職員	0.60 人		1,630,200 円
			合 計	0.60 人		1,630,200 円	
		減価償却費				円	
		支出計(A)				10,260,990 円	
		市の収入	受益者負担額(B)				円
			国庫補助金				円
			都補助金				円
			その他収入				円
			収入計(C)				円
		差引(市の純支出) (D) = (A) - (C)				10,260,990 円	
		市以外への受益者負担額(E) 市負担限度額を超えた受益者負担				88,250 円	
		受益者負担率 = 受益者負担計(B+E) ÷ 支出計(A+E)				0.9 %	
サービス供給量 (F) 社会教育バスの使用数(体育協会関連分を含む)				111 台			
単位	1件当たりの総コスト (G) = (A+E) ÷ (F)		93,236 円				
コスト	1件当たりの純コスト (H) = (D+E) ÷ (F)		93,236 円				
コスト削減余地はないか	有無	無	理由	毎回、競争による見積合わせを行っており、もっとも安い業者から借上げている。			
職員の関与の度合い(質・量)は適切か	適切/不適切	適切	理由	嘱託職員が事務のほとんど全部を担っており、これ以上の削減は困難。			
比較	⑥他市、民間比較(適正なサービス水準か)	比較団体・事業	他市においては、直営の社会教育バスを平日の昼間に限って運行している例はあるが、借上バスによって行っている例はほとんど見られない。				
		単位コスト					
		サービス水準					
		他市等より水準等が上回る理由	直営のバスが廃止された後、経過措置的に始まったと思われる民間からの借上げによる制度がそのまま見直されずに存続してきたと思われる。				
		受益者負担率					
公平性	⑦公平性は保たれているか	受益が偏っていないか	有無	有	理由	社会教育関係団体として登録(5名から可)していても、参加者が25人以上でないと使用できない等。	
		機会均等が保障されているか	有無	無	理由	前年度に使用計画書を提出させ、予算を上回ることが予想される場合は抽選を行っている。(前年度使用していない団体優先)	
		適正な自己責任が果たされているか	有無	無	理由	団体登録から利用できる年限が定められていないため、一部に既得権化している傾向が見られる。	
改善提案	事務事業についての見直しの必要性	一次評価	有無	有	理由	福祉バス借上げ事業及び青少年団体バス貸出し事業との整合性を取りながら、受益者負担を見直していくことが必要。	
		一次評価	利用台数を平成20年度実績程度に抑えた上で、市の負担額を大型バス10万円、中型9万円の現行額から引き下げを行い、受益者負担の増額を求める。				
		改善等を実施した場合の効果(予算節減見込額等)	市負担額の引き下げの程度によって異なる。大幅な受益者負担を求めると、利用台数自体もかなり減少することも考えられる。				
		二次評価	バスの借上げに際しては、市負担限度額の引き下げ及び予算総枠内での借上げ台数の増加を図る。				
特記事項							

事務事業(補助金)あり方評価・検討シート <平成21年度実施>

事業番号	105	評価対象年度	平成20年度								
事業概要等	事務事業名	社会教育バス借上げ事業(社会体育バス分)				主管課	生涯学習スポーツ課 (スポーツ振興係)				
	款 項 目	款 10	項 7	目 1	事業開始	昭和48	年度	平成20年度 事務報告書掲載頁	- ページ		
	目 的	体育協会及び体育協会加盟団体の育成									
	内容(手法)	体育協会より申請のあった加盟団体(体育協会を含む)が団体合宿等を行う際に使用する交通手段として、「武蔵野市教育委員会借上バス使用要綱」に基づき、原則として1団体、年1回の借上バスの提供を行っている。市負担額:大型バス10万円以内、中型(40人乗り)以下、9万円以内。有料道路代、駐車料等は対象外。									
市の関与	①公的関与の基準に該当するか				該当項目	一定の社会的ニーズはあるが、市場からの供給体制が未成熟(採算性含む)					
	基準該当の根拠(根拠法令、ニーズ調査結果等)				教育委員会借上バス使用要綱・使用細目						
実施主体	②実施主体は適切か		市(職員)でなくても(部分的にでも)実施できるか	可否	可	否の理由					
			同水準か、高い水準のサービスが民間等から継続的に供給されている、またはその可能性があるか	有無	無	無の理由	採算の取れる事業ではないため、民間等による継続的なサービスの供給は困難であると考え。				
			民間の方が経済的かつ柔軟な事業運営が可能であるか	可否	否	否の理由	同上				
			市民協働等に委ねること等により地域の自治力が高まるか	可否	否	否の理由	市民協働には馴染まない事業である。				
			既に委託、協働等を行っている場合の運営上の課題		昭和48年に市が社会教育バスを購入して団体への支援を開始し、その後民間のバスの借上げに移行しているが、他市では借上という形での社会教育バスはほとんどない。						
成果	③成果は上がっているか		サービス供給量(アウトプット)		指 標	スポーツ団体の合宿等 (単位) 回					
					目標値	年5回	実際値	5			
			供給したサービスによる効果(アウトカム)		指 標	団体の育成 (単位)					
					目標(値)	未設定		実際(値)			
目標と実際が乖離した場合その理由											
手法	④実施方法は効果的(効率的)な手法であるか		類似事業との関連はどうか(民間や他事業との連携、統合の可能性はないか)		有無	有	有無の理由	福祉バス借上げ事業及び青少年団体バス貸出し事業と類似しており、関係を整理する必要がある。			
			受益者(参加者)等の偏りはないか		延人数	未計測人		実人数	未計測人		
			将来的な課題解決につながるか(長期的効果が見込めるか)		有無	無	有無の理由	団体育成の観点からは、体育協会が直接バスを手配するなどの可能性が考えられる。			
			手法、手順等は効率的か		使用団体から体育協会へ申請後、教育委員会へ申請となるため不効率である。						
			実施時期、進捗等は適切か		使用団体の要望による時期、申請が直前となり事務処理が急増する。						
			その他実施・運営上の課題		使用団体が固定化している。						

コスト	⑤コストは適正か(20年度決算)	市の支出	事業費			675,400 円	
			人件費	職員業務量		人件費	
				正規職員	0.10 人	881,200 円	
				再任用職員	人	円	
				嘱託職員	0.20 人	543,400 円	
			合計	0.30 人	1,424,600 円		
		減価償却費		円			
		支出計(A)			2,100,000 円		
		市の収入	受益者負担額(B)			円	
			国庫補助金			円	
			都補助金			円	
			その他収入			円	
			収入計(C)			円	
		差引(市の純支出) (D)=(A)-(C)			2,100,000 円		
		市以外への受益者負担額(E)			円		
		受益者負担率=受益者負担計(B+E)÷支出計(A+E)			%		
		サービス供給量 (F) スポーツ団体の合宿等			5 回		
単位	1件当たりの総コスト (G)=(A+E)÷(F)			420,000 円			
コスト	1件当たりの純コスト (H)=(D+E)÷(F)			420,000 円			
コスト削減余地はないか	有無	有	理由	受益者負担とし、人件費及び借上げ料を削減			
職員の関与の度合い(質・量)は適切か	適切/不適切	不適切	理由	使用団体から体育協会へ申請後、教育委員会へ申請となるため不効率である。			
比較	⑥他市、民間比較(適正なサービス水準か)	比較団体・事業	他市においては、直営の社会教育バスを平日の昼間に限って運行している例はあるが、借上バスによって行っている例はほとんど見られない。				
		単位コスト					
		サービス水準					
		他市等より水準等が上回る理由	直営のバスが廃止された後、経過措置的に始まったと思われる民間からの借上げによる制度がそのまま見直されずに存続してきたと思われる。				
		受益者負担率					
公平性	⑦公平性は保たれているか	受益が偏っていないか	有無	有	理由	体育協会加盟団体の中でも特定団体のみ利用可能となっている	
		機会均等が保障されているか	有無	無	理由	体育協会が選定している。	
		適正な自己責任が果たされているか	有無	無	理由	受益者負担とし適切な自己責任が必要	
改善提案	事務事業についての見直しの必要性	一次評価	有無	有	理由	団体育成の観点から事業を見直す。	
		一次評価	体育協会との調整を行い、事業を整理する。				
		改善等を実施した場合の効果(予算節減見込額等)	人件費及び借上げ料の削減ができる。				
		二次評価	体育協会との調整を行い、廃止の方向で事業を整理する。				
特記事項							